

上京区役所ヒアリンググループの貸出しに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上京区の住民で組織する団体等に、地域の福祉、文化の向上などを図ることを目的として、上京区役所以外の場所でヒアリンググループを使用するために貸し出す際の必要な手続きを定めるものとする。

(使用資格)

第2条 ヒアリンググループを使用することができる者は、地域の福祉、文化の向上などを図ることを目的とした、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 上京区の区域内に住所を有する者若しくは団体
- (2) 上京区の区域内を主たる活動の場所とする団体
- (3) 前2号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者若しくは団体

(貸出し許可の申請)

第3条 ヒアリンググループの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上京区ヒアリンググループ貸出許可申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に区長が必要と認める書類を添えて、区長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 申請者が、1回の貸出し許可申請において申請できる期間は、7日間を超えることができない。

(受付期間)

第4条 ヒアリンググループの貸出しは次に掲げる日に受け付けるものとする。ただし、区長が特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

- (1) 貸し出しを受けようとする日の1箇月前から2日前まで
- 2 前条第1項の規定による貸出し許可の申請は、閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで受け付けるものとする。

(貸出許可)

第5条 区長は、第3条第1項の規定による申請があった場合において、次の各号に該当すると認めるときは、その貸出しを許可しない。

- (1) 本市の信用及び品位を害し又は害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (3) 政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがあると認められるとき。
 - (4) 営利行為その他特定人の利益に供するおそれがあると認められるとき。
 - (5) その他区長が不適當と認めるとき。
- 2 区長は、第3条1項の規定による申請があった場合において、当該申請を許可したときは、ヒアリンググループ貸出許可通知書（第2号様式）（以下「許可通知書」という。）により、その旨を申請者に通知する。

ただし、当該申請を許可しない場合には、ヒアリンググループ貸出不許可通知書（第3号様式）

により、申請者に通知する。

(貸出し制限)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ヒアリンググループの貸出しの許可を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) この要綱に定める事項、又は貸出許可時の注意事項に違反したとき。
- (3) 災害その他不可抗力等によりヒアリンググループの使用ができなくなったとき。
- (4) 京都市暴力団排除条例第2条1号に掲げる暴力団の活動に利用されると認められるとき。
- (5) その他公用、又は管理上の都合により、区長が特に必要と認めたとき。

2 前項の措置によって損害が生ずることがあっても、区長及び本市はその責を負わない。

(貸出しの取消し)

第7条 第5条第2項の規定により貸出許可の交付を受けた後に、使用しなくなったときは、直ちにその旨を区長に申し出て、取消しの手続きを行わなければならない。

(地位の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(貸出しを受けた者の管理義務及び禁止行為)

第9条 貸出しを受けた者は、ヒアリンググループの使用条件を厳守するとともに、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(亡失又は損傷の報告)

第10条 貸出しを受けた者は、ヒアリンググループを亡失し、又は損傷させたときは、亡失・損傷報告書(第4号様式)により、区長に報告しなければならない。

(返却)

第11条 貸出しを受けた者は、第5条第2項の規定による許可通知書に記載する貸出しの期間内に、ヒアリンググループを返却しなければならない。ただし、返却予定日が、閉庁日にあたる場合は、翌開庁日に返却することとする。

(損害賠償)

第12条 貸出しを受けた者がヒアリンググループを破損するなど市に損害を与えたときは、区長の認定により、その損害を賠償しなければならない。

2 区長は、貸出しを受けた者がヒアリンググループの使用中において被った損害又は傷害について、責任を負わない。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 従前の様式による用紙は、区長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。